

佐賀県告示第 68 号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成 7 年法律第 39 号）第 3 条第 1 項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路を指定したので、同条第 4 項の規定により次のとおり告示する。

令和 3 年 3 月 12 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

- 1 路線名 主要地方道西与賀佐賀線（都市計画道路 3・4・16 号城内線（4 工区））
- 2 区間 佐賀市本庄町大字本庄字一本谷 1240 番 8 地先から佐賀市本庄町大字本庄字一本谷 1235 番 4 地先まで（上下線）